

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第8号

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天
理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手
当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「及び第17条」を「、第17条及び第17条の2第1項」に、
「同条第4項」を「給与条例第20条第4項」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第21条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定は、フ
ルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任
用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該
フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、同項に規定する任
期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第20条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第27条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「（以下「基準日」
という。）」を削り、同条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改
め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当は、6月以上
の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満
の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用さ

れることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下、この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、当該職員の基準日以前における直近の勤務成績及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。

2 前項の勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の報酬の月額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給は、給与条例第21条の規定により支給される勤勉手当の例による。

附則に次の1項を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する特例）

6 当分の間、第17条の2の規定により準用する給与条例第21条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当基礎額に乗じる割合については、当該フルタイム会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における給与条例第21条第2項に規定する割合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。